

答申 個第8号

平成26年3月6日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

平成25年10月3日付FNo. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年9月13日付け中区民第10号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

## 2 異議申立ての経緯

(1) 平成25年9月2日付けで、異議申立人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「平成24年12月25日から平成25年9月1日の間に交付された私に関する住民票の写し等交付請求書兼申し出書、戸籍証明等請求書、戸籍の附票の写し交付申請書」について保有個人情報の開示請求を行った。

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書を以下のとおり特定した。

異議申立人に関する平成25年3月21日付請求かつ平成25年3月25日受付分の戸籍謄本（記載事項全部）の公用請求について（依頼）

異議申立人等に関する平成25年4月17日付請求かつ平成25年4月18日受付分の戸籍謄本等職務上請求書

異議申立人等に関する平成25年4月17日付請求かつ平成25年4月18日受付分の住民票の写し等職務上請求書

異議申立人に関する請求書

異議申立人に関する平成25年7月5日付請求かつ平成25年7月12日受付分の戸籍謄本等の請求について

実施機関は、については全部開示、、については以下の理由で一部開示とし、平成25年9月13日付けで異議申立人に保有個人情報開示（一部開示）決定通知書を送付した。

条例第16条第1号に該当するものとして

・ の「依頼者の氏名又は名称欄の記載内容」の項目は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

条例第16条第2号アに該当するものとして

・ の「請求者欄の印影」、の「請求に係る者の氏名欄から利用目的欄中にかかる印影」及び「請求者欄の印影」の項目は、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

条例第16条第5号オに該当するものとして

・ の「本籍、住所、国籍、氏名、性別、生年月日、受付印（日付を除く）以外の記載内容」の項目は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 平成25年9月20日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年10月3日、当審査会に対し、条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

### 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書において次のように主張している。

開示請求に係る公文書のうち、「異議申立人に関する請求書」が条例第16条第5号オに該当するとは考えられないので、非開示部分を開示してほしい。

### 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている保有個人情報の内容について

異議申立人に関する、戸籍証明書・戸籍の附票の写しを求める、市の機関又は国等からの請求書。

(2) 非開示とした部分

本件に係る請求書に記載された内容のうち、本籍、住所、国籍、氏名、性別、生年月日、受付印（日付を除く）以外の記載内容

(3) 非開示とした理由

非開示とした部分については、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、条例第16条第5号オに該当する情報であり、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

また、請求のあった機関名さえ示さない理由については、示すことにより事務又は事業の内容の類推が可能となり、結果的に事務又は事業を遂行していく上で著しい支障となるおそれがあるため。

### 5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

異議申立人が異議申立ての対象としているのは、開示請求に係る公文書のうち、「異議申立人に関する請求書」であるので、この文書に限って判断する。

(2) 条例第16条第5号オ(事務事業の実施に関する情報)該当性について

ア 条例第16条第5号オの趣旨及び解釈

条例第16条第5号オは、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすることを定めたものである。

イ 当審査会の判断

当審査会が本件対象文書を見分したところ、異議申立人に係る、本籍、住所、国籍、氏名、性別、生年月日及び実施機関が押印した受付印(日付を除く)以外の記載内容については、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとの主張には合理的な理由があると認められる。

以上のことから、一部開示とした決定は妥当である。

(3) 結論

以上の点から、当審査会は、実施機関の判断は結論において妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月 3日	実施機関からの諮問
10月21日	実施機関からの理由説明書を受理
11月21日	審議
平成26年 1月 9日	審議
2月28日	審議 実施機関からの意見聴取

第1部会委員 西澤 宗英  
橋本 慎一  
齊藤 愛